

「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 道路局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第10条の規定に基づき「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託」（以下「委託」という。）をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第10条に定める審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル方式の実施にすること
 - ア プロポーザルの公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認める事項
- (2) 受託候補者の特定にすること
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認める事項

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託」に係る提案書評価基準及び業務説明資料等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要及び基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 基本的事項（応募団体の概要等）
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の業務経験及び業務実施能力等
 - (2) 提案内容の業務実施方針及び業務実施手法の妥当性等
 - (3) 当該業務に対する理解、意欲、実現性等
 - (4) その他当該業務に必要な事項
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、放置自転車等総合対策業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) 提案者に対するヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 道路局道路部長
副委員長 道路局道路政策推進部長
委員 道路局道路政策推進課長
委員 道路局施設課担当課長
委員 金沢土木事務所副所長
委員 戸塚木事務所副所長
委員 保土ヶ谷区地域振興課長
委員 緑区地域振興課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。
- 6 委員長は、評価結果を道路局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 7 評価委員会は、非公開とする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

(提案資格確認結果の通知)

第8条 取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、契約事務受任者に対して書面により、その理由について、説明を求めることができるものとする。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められた契約事務受任者は、意向申出者に対して、書面を受領した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日以内に書面で回答する。

(評価結果の通知)

第9条 取扱要綱第17条により受託候補者として特定しなかった者は、契約事務受任者に対して書面により、その理由について、説明を求めることができるものとする。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められた契約事務受任者は、意向申出者に対して、書面を受領した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日以内に書面で回答する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月7日から施行する。